



## 令和4年9月23日の台風第15号による被災農林水産業者等の皆さんへ

## 農林水産業災害対策資金のご案内

## ◆ 資金の概要

対象災害	令和4年9月23日の台風第15号に伴う大雨等による災害
対象者 ①または②	① 被災後1月間の農林水産業による総収入額（以下「農業等収入額」という。）が、被災前5年間の各年の被災後1月間に相当する期間における農業等収入額について、最大及び最小の年を除いた各年の農業等収入額の合計額を3で除して得た額と比較して10パーセント以上減少した者 ② 農林水産業に係る被害額が20万円以上の者
資金使途	・ 農業経営安定のための運転資金 ・ 生活維持に必要な資金
融資利率	0.60%（令和4年9月20日現在） * 県の利子補給承認時と貸付実行時と比較して低い方の利率を適用
償還期限	5年以内（うち据置期間1年以内）
融資限度額	・ 運転資金 個人 1,000万円以内 法人 2,000万円以内 ・ 生活維持資金 個人 300万円以内
取扱金融機関	静岡県信用農業協同組合連合会、県内の農業協同組合 東日本信用漁業協同組合連合会
償還方法	元本均等年賦償還
申込期間	令和4年9月27日～令和5年3月31日

## ◆ 手続き（次の書類を取扱金融機関に提出してください。）

借入申込書	融資機関所定様式
借入調書	県所定様式 * 借入額は過去5年間の収益（売上から経費を控除）の最大と最小の年を除く3年の平均から今年の年間収益見込を差し引いた額（限度額を上限）
被災証明書 ※	県所定様式 * 被害額は被害面積に単位当たり収入額を乗じて算出

※原則として市町長が発行する被災証明が必要です。

※市町長の被災証明書が出ない場合には、農業協同組合、森林組合、木材協同組合、漁業協同組合又は水産加工業協同組合の長の証明をもって代えることができます。

## ◆ 問い合わせ先

静岡県経済産業部農業ビジネス課農業金融班  
電話 054-221-2629・2712

